

告示

埼玉県告示第六百五号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和七年八月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和七年八月一日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
しらすき川越クリニック	埼玉県川越市上野田町三十五番八十八	令和十年三月十日
所沢市市民医療センター	埼玉県所沢市大字上安松一二二四番地の一	令和十年三月十日